

## <<協会規定の改定について>>

平成 30 年度第 5 回理事会で、以下の協会規定の改定が承認されました。**主な改定点**について下記にお知らせいたします。

### 1. 協会規定「3-4 個人会員に関する覚書」の一部改定

第 9 および第 10 条を変更し、入会金と会費の徴収について一部改定した。

#### 改訂後

##### ■協会規程「3-4 個人会員に関する覚書」

(入会金、会費、謝礼、旅費その他)

9. 一般社団法人日本粉体工業技術協会の個人会員は、定款第 7 条および協会規定 3-2 により入会金および会費を当該年度の 10 月末までに納入しなければならない。納入された入会金および会費については原則返却しない。
10. 委員、コーディネータなどとして役職にある者および役職経験者の個人会員には、業務に応じ、年度末に若干の謝金を支払う。

### 2.協会規程「6-3 分科会の運営に関する覚書」の一部改定

分科会の副コーディネータを複数設ける場合の運用基準について、一部改定した。

#### 改訂後

##### ■協会規程「6-3 分科会の運営に関する覚書」

1. コーディネータの選任について
- 6) 特別の事情がある場合には、会長の承認を得て、副コーディネータを 2 年に限り 2 名までおくことができる。

### 3. 協会規程「12-3 事務局組織規程」の一部改定

事務局機能強化のため組織および事務分掌を一部改定した。

以上